

## 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 5 年 4 月 25 日

農産物マーケティング室長

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

令和 5 年度信州の伝統野菜フェアの集客企画業務

#### (2) 業務の目的

本業務は、県内一円の伝統野菜を用いたメニューの飲食店での提供、伝統野菜を用いた加工品を販売店で販売する「信州の伝統野菜フェア」の開催（令和 5 年 7 月 15 日（土）から 12 月 24 日（日）目安）により、長野県の伝統野菜の認知度アップと消費拡大を図るため、県内外の幅広い世代が参加できるスタンプラリーを実施することを目的とします。

#### (3) 業務内容

##### ア 集客企画関連

- ①スタンプラリーの台紙（プレゼント応募用紙）兼チラシ（以下、チラシと言う。）の作成
- ②スタンプラリーのチラシデザインに合わせて PR ポスターの作成
- ③紙製カタログスタンドの作成
- ④スイングPOPの作成
- ⑤オンラインもしくは新聞等の広告媒体による広告の実施
- ⑥その他フェアの注目、魅力を高める独自の企画提案

##### イ プレゼント発送関連

- ①プレゼントの選定、手配、発送
- ②応募者のアンケート等集計

#### (4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

#### (5) 企画提案を求める具体的内容の項目

##### ア 以下の内容を含む具体的な提案

- ・チラシ、ポスター、紙製カタログスタンド、スイングPOPを作成するにあたり、信州の伝統野菜がアピールされるデザイン
- ・フェアの注目を高め、集客につながる内容とすること

##### イ 業務の実施体制

参加申込書記載の他に、スタッフ体制（メンバー構成、各スタッフの業務内容、経歴等）

##### ウ 業務の実施スケジュール

##### エ 経費見積書（委託業務に係る概算経費見積）

- ① プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額に当該予算の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を記載してください（円未満切り捨て）。
- ② 仕様書に記載している事業内容及び方法の細目枚に該当する金額を記載してください。

- (6) 業務の実施場所  
県内一円
- (7) 履行期間または履行期限  
契約日から令和6年2月16日(金)までの間
- (8) 費用の上限額  
1,350,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・都道府県民税)を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (9) 当該業務に配置する責任者及び従事者は、同種業務の経験又は技術的適正を有していること。

## 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((5)ア)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項参加申込書記載上の留意事項
  - ア 同種又は類似の業務の実績
  - イ 当該業務の実施体制
  - ウ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課(所)・問い合わせ先

住 所 〒380-8570  
長野市大字南長野字幅下692-2  
農業政策課 農産物マーケティング室  
農業ビジネス係  
(室長) 高橋 敬三 (担当) 加藤三和子  
電 話 026-235-7217 (直通)  
F A X 026-235-7393  
E-mail [marketing@pref.nagano.lg.jp](mailto:marketing@pref.nagano.lg.jp)

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和5年5月9日(火)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

(注) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

イ 提出先 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送、FAX又はメールにより提出。

ただし、郵送の場合は提出期限までに農業政策課農産物マーケティング室に到達したものの、メールまたはFAXによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレス又はFAX番号で受信できたものに限り、郵送、FAX又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を令和5年5月23日(火)付け書面により農業政策課農産物マーケティング室長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により農業政策課農産物マーケティング室長に対して非該当理由について説明を求められます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 上記イの期間中

(土曜日、日曜日及び休日は受取り不可。提出時間は午前9時から午後5時まで)

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

#### 4 説明会

(1) 開催日時 令和5年5月11日(木) 午後1時30分

(2) 開催場所 Zoomを活用したオンライン方式

(3) 申込方法 説明会への参加を希望する事業者は、令和5年5月9日(火)午後5時までに3(4)まで電子メールにより申込を行うこと。

- 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。
  - (2) 受付時間 令和5年5月19日(金)午後2時まで  
(土曜日、日曜日及び休日は受取り不可。提出時間は午前9時から午後5時まで)
  - (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
  - (4) 回答方法 農業政策課農産物マーケティング室長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和5年5月23日(火)までに長野県公式ホームページで公表します。
- 6 企画提案書の作成・提出
- (1) 企画提案書の作成様式  
様式第8号による。
  - (2) 企画書の作成様式  
様式第8号の附表による。
  - (3) 企画書記載上の留意事項
    - ア 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(1)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
    - イ 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
  - (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
    - ア 受付場所 3 (4) に同じ。
    - イ 受付期間 令和5年5月19日(金)まで  
(土曜日、日曜日及び休日は受取り不可。提出時間は午前9時から午後5時まで)
    - ウ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
    - エ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。
  - (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
    - ア 提出期限 令和5年5月26日(金)正午  
(土曜日、日曜日及び休日は受取り不可。提出時間は午前9時から午後5時まで)
    - イ 提出先 3 (4) に同じ。
    - ウ 提出部数 持参、郵送の場合は6部(原本1部、コピー5部)、その他の場合は1部
    - エ 提出方法 持参、郵送、FAX又はメールにより提出。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに農業政策課農産物マーケティング室に到達したもの、メールまたはFAXによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレス又はFAX番号で受信できたものに限り、郵送、FAX又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	審査内容	配点
1 業務の内容	・フェアの魅力を実効果的に周知でき、フェアに興味を持ってもらえる企画であるか ・フェアの注目を高め、集客につながる企画であるか ・フェアに参加したいと思う広告内容であるか ・プレゼント発送業務が円滑に行える仕組みであるか	70
2 業務の実施体制	・事業が適切に行える体制が整っているか ・事業の実施スケジュールが現実的であるか	20
3 業務に要する経費及びその内訳	・事業実施に係る必要経費が適切に見積もられ、かつ、県の予算の範囲内であるか	10
合計		100

(7) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

イ 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。

ウ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和5年5月30日(火) 県庁もしくはオンライン方式で実施予定

※時間と場所は参加者に個別に連絡します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により農業政策課農産物マーケティング室長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により農業政策課農産物マーケティング室長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案審査委員会審査書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、農業政策課農産物マーケティング室において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

ア (8)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により農業政策課農産物マーケティング室長に対して非該当理由について説明を求められます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 上記アの期間中

（土曜日、日曜日及び休日は受取り不可。提出時間は午前9時から午後5時まで）

(10) その他の留意事項

ア 提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により農業政策課農産物マーケティング室長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、農業政策課農産物マーケティング室において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

3（4）に同じ。

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。